

調達管理番号：19a01319

国名：マダガスカル

担当部署：社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム

案件名：アンタナナリボ・トアマシナ(TaToM)地域都市開発・物流アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：都市開発・物流アドバイザー業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から2021年8月31日まで
- (2) 業務M/M：国内 1.15M/M、現地 6.00M、合計 7.15M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 30日（2020年7月中に現地業務開始）
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 30日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 30日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 30日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 30日
- ・ 第6次 国内準備 5日、現地業務 30日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月11日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100点)

類似業務	都市・地域開発、物流政策・計画（ハード・ソフト）に係る各種業務
対象国／類似地域	マダガスカル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マダガスカル共和国では、従来第1次産業及び第3次産業がGDPの8割超を占めたが(CIA, 2017)、加盟する地域経済共同体（COMESA, SADC）の成長に伴う域内市場の拡大や、従来労働力集約型の軽工業を担ってきた諸国の労働賃金が上昇傾向にある中で、次なる立地先が模索されていることも踏まえ、新たに第2次産業の成長が期待されている。既に繊維産業等の分野では、首都圏を中心として競争力のある企業が確認されているが、より多岐に亘る産業開発を後押しするためには、度重なる政治的危機により荒廃したインフラの整備や、国内物流の促進が必要とされる。同国の2015-2019年の国家開発計画（PND）及びその行動計画（PMO）では、首都アンタナナリボ市、及び同国最大の港を有するトアマシナ市の二大都市圏が、国の経済を牽引する成長地域に位置付けられている。

JICAでは、2017年1月～2019年11月に開発計画調査型技術協力プロジェクト「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」（以下、「TaToMプロジェクト」）を実施した。同事業では、国土整備・住宅・公共事業省（実施当時の名称であり、現在は国土整備・公共事業省）をカウンターパート機関（以下、「C/P機関」）とし、アンタナナリボ・トアマシナ両都市圏の都市開発計画（以下、「PUDi」）の改訂、二都市間の運輸整備・開発計画の策定を行い、優先プロジェクトを特定した。（以下、先行プロジェクトの対象である二大都市圏及びそれらを結ぶ幹線道路・鉄道の沿線地域を合わせて「TaToM地域」とする。）

一方、TaToMプロジェクトで策定された計画を実施するためには、関係組織間の調整や、資金動員が円滑に行われる必要があるが、C/P機関は依然としてこれらの面で課題を抱えている。また、TaToM地域の都市開発と経済活動の相乗効果を更に高めるためには、JICAの有償資金協力事業「トアマシナ港拡張事業」により拡張されるトアマシナ港の戦略的活用を中心とする、TaToM地域の物流機能にかかる幅広い課題分析

と今後のハード面・ソフト面の強化方針を整備する必要がある。係る背景の下、マダガスカル共和国政府により JICA による本案件が要請された。

本案件は、アンタナナリボ・トアマシナ両都市圏における PUDi に基づく都市開発の実施能力強化、TaToM 地域における物流機能強化に向けた開発方針の提案及び JICA の新規案件形成を支援することを目的に実施される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、国土整備・公共事業省を C/P 機関とし、類似業務での経験・教訓を踏まえ、TaToM 地域における都市開発計画の実施促進及び物流機能向上に資する案件形成に向けた情報収集、課題分析、新規案件形成支援、技術的指導・助言を行う。併せて、都市開発分野・物流分野に関わる関係省庁との協議・連携も密に行うことが求められる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備・整理期間

1) 第1次現地派遣前

- ① 要請書・関連する JICA プロジェクトの報告書等の資料から要請内容を把握すると共に、TaToM 地域における産業・投資動向、インフラ整備状況及び計画策定状況、関連セクターの組織体制等について情報を収集・分析する。
- ② 現地における業務計画について、JICA 社会基盤部、JICA マダガスカル事務所と協議する。
- ③ 全体業務計画をまとめたワークプラン（和文及び英文）を作成し、JICA 社会基盤部に提出する。なお、英文から仏文への翻訳は JICA マダガスカル事務所を通じて行う。

2) 第1次現地派遣帰国後～最終現地派遣前

- ① 毎次派遣からの帰国後に、現地業務期間にかかる業務結果報告書（和文及び英文）を JICA 社会基盤部に提出し、報告を行う。
- ② 次回現地業務期間に係るワークプラン（和文及び英文）を更新し、JICA 社会基盤部に提出する。なお、英文から仏文への翻訳は JICA マダガスカル事務所を通じて行う。

3) 最終現地派遣帰国後

- ① 専門家業務完了報告書（和文及び英文）を JICA に提出し、報告を行う。なお、英文から仏文への翻訳は JICA マダガスカル事務所を通じて行う。

(2) 現地業務期間

第1～6次現地派遣の間に、下記の業務を実施する。

1) 現地業務計画及び結果の報告

- ① 毎次の現地業務開始時に、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関に業務計画書（案）を提出し、承認を得る。
- ② 毎次の現地業務終了時に、現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英

文)を作成し、JICA マダガスカル事務所を通じて翻訳した仏文版と併せて C/P 機関に提出し、報告する。また JICA マダガスカル事務所に現地業務結果報告書(和文及び英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

- 2) PUDiにおける優先プロジェクトの実施に向けた関係組織の整理・調整
- ① アンタナナリボ・トアマシナ両都市圏の都市開発計画(PUDi)における優先プロジェクト(先行プロジェクトで策定)の実施に向けた検討・準備状況について情報を収集し、先行プロジェクト終了時以降の進捗を把握する。
 - ② 上記優先プロジェクトの実施に係る関係組織(国土整備・公共事業省、運輸・気象・観光省、産業省、マダガスカル市、トアマシナ市、及び関連機関・企業等)の組織体制、業務所掌、予算配分、意思決定方法等について情報収集・分析を行い、プロジェクト実施に向けた適切なコーディネーションの在り方を検討し、C/P 機関に助言・提言を行う。(ただし、先行プロジェクトの報告書を参照の上、不足・更新のある事項に絞って情報収集を行うこと。)
 - ③ 上記優先プロジェクトの実施に係るステークホルダー会合等の開催やその他調整に関して C/P 機関の支援を行い、プロジェクトの実施促進を支援する。
- 3) TaToM 地域における物流機能強化に向けた課題分析、開発方針の提案及び新規案件形成支援
- ① C/P 機関及び関係機関と協力し、TaToM 地域における物流機能強化に向けた、ハード面(空間計画・インフラ整備等)、ソフト面(物流事業者、政策・法制度等)の課題分析を行う。なお、ハード面に関してはTaToM プロジェクトにて物流分野にも関連した優先プロジェクトリストを作成しているため、参考とすること。
 - ② TaToM 地域の物流課題を踏まえ、同分野の開発方針を C/P 機関及び関係機関に提案し、協議する。開発方針の政府内での位置づけについても、協議し、合意する。
 - ③ 同開発方針を踏まえ、C/P 機関及び関係機関の意向を把握しつつ、将来案件候補リスト(スキーム・主要スコープ・実施体制含む)を提案すると共に、その後の実施に向けた協議を支援する。

各次渡航で実施を想定する大まかな業務は下記の通り。

	PUDi 実施支援	物流課題分析、開発方針の提案・新規案件形成支援
1~2 次渡航	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画擦り合わせ ・ 現状把握 ・ 関係組織の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画擦り合わせ ・ 物流課題の分析
3~5 次渡航	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係組織の詳細な情報収集、調整・連携方法検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流課題の分析 ・ 物流分野の開発方針提案

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダー会合開催支援 ・ その他 PUDi 実施に向けた調整支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規案件候補の提案、実施に向けた協議
6次渡航	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果取り纏め ・ 先方との擦り合わせを踏まえた最終提言取り纏め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果取り纏め ・ 先方との擦り合わせを踏まえた最終提言取り纏め

※留意事項

フランス開発庁 (AFD) で実施中の「地方都市行政官を対象とした能力強化研修」において、PUDi を活用した都市開発の実施に関する研修を実施予定としていることから、本業務の実施に当たっては効果的連携を期待する。また、別途 AFD がアンタナナリボ市を対象に計画中の「雨水・下水排水計画策定プロジェクト」(Lalankely III Project and Global Sanitation Program in Antananarivo (GSPA))とも連携を図ること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン (全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

英文 4 部 (JICA 社会基盤部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関 (国土整備・公共事業省、運輸・気象・観光省) へは JICA 事務所を通じて翻訳した仏文各 1 部)

和文 2 部 (JICA 社会基盤部、JICA マダガスカル事務所へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部 (JICA 社会基盤部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関 (国土整備・公共事業省、運輸・気象・観光省) へは JICA 事務所を通じて翻訳した仏文各 1 部)

和文 2 部 (JICA 社会基盤部、JICA マダガスカル事務所へ各 1 部)

ただし、第 6 次現地業務結果報告書 (和文) は (3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 6 次現地業務結果報告書 (英文で作成し、JICA マダガスカル事務所を通じて仏文翻訳を作成) は、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文及び英文)

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書 (和文及び英文) を作成し、2021 年 7 月 30 日までに JICA 社会基盤部及び JICA マダガスカル事務所に提出し、報告する。なお、JICA マダガスカル事務所を通じて仏文に翻訳する。

C/P を指導して作成された資料は、各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下の経路を標準とします。

- ① 日本⇄アディスアベバ⇄マダガスカル
- ② 日本⇄アブダビ乃至ドーハ乃至ドバイ⇄ナイロビ⇄マダガスカル
- ③ 日本⇄香港乃至シンガポール⇄ヨハネスブルク⇄マダガスカル

(2) 国内出張に関する航空賃

国内出張での国内線（アンタナナリボ⇄トアマシナ）利用も想定していますが、これらに関する航空券は JICA マダガスカル事務所で手配するため見積もりは不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第1次現地業務は2020年7月中に開始することとし、それ以降は「2. 契約予定期間等（1）全体期間」に記載の範囲内で「7. 業務の内容」をより効率的に実施できるよう、提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

JICA マダガスカル事務所にて手配

エ) 通訳備上

英・仏通訳、資料翻訳（英⇄仏）を JICA マダガスカル事務所にて手配。

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA マダガスカル事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

国土整備・公共事業省内における執務スペース提供あり。

キ) 国内出張に伴う便宜供与（フライト、宿泊、車両等）

JICA マダガスカル事務所にて手配

(2) 参考資料

①先行案件の最終報告書（「マダガスカル国 アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸(TaToM)総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)最終報告書要約」、関連案件報告書である「マダガスカル共和国 アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査報告書(先行公開版)」については、以下のとおり

です。

■「マダガスカル国 アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸(TaToM)総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)最終報告書要約」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041869.html>

■「マダガスカル共和国 アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査報告書(先行公開版)」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040537.html>

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やマダガスカル政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。

以上